

第2号様式

令和7年度第1回法務省入札監視委員会審議概要

開催日時及び場所	令和7年7月14日(月) 13:30~15:15 法務省共用会議室3(大臣官房施設課旧入札室)	
委員	只木 誠 (大学教授) ※委員長 黒澤 正明 (公益社団法人監事) 遠藤 和義 (大学教授)	
審議対象期間	令和6年12月1日から令和7年3月31日まで	
抽出案件	総件数 135件	(備考)
工 一般競争	106件	
標準指名競争	0件	
事 随意契約	15件	
業 簡易公募型プロポーザル方式	0件	
一般競争	6件	
簡易公募型競争	2件	
務 標準指名競争	0件	
随意契約	6件	
	意見・質問	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
	具申又は勧告	回答
委員会による意見 具申又は勧告の内容	なし	なし

意 見 ・ 質 問	回 答
<p>1 工事の発注状況について 意見等なし</p>	
<p>2 業務の発注状況について 意見等なし</p>	
<p>3 応札者が一者であった契約について 意見等なし</p>	
<p>4 指名停止の運用状況について 建設業法違反行為を理由とする指名停止の中に、技術者の配置に問題があったとして行政処分されているものがあるが、発注者側で適正な技術者が配置されていることを事前に確認することはできないのか。</p> <p>業者の違反行為については本委員会では審議がなされるものと承知しているが、仮に発注者側に不適切な行為があった場合についても審議がなされるのか。発注者が不調不落を回避するために苦慮した結果とも思われる官製談合が地方自治体などで散見されるため、そのようなことが起きなければ良いと思っている。</p>	<p>発注者としては、提出された書類により配置予定の技術者の資格等が入札公告等により定めた条件に合致するかを確認することはできるが、それを超えて、入札参加者内部の技術者の配置状況まで確認することはできない。</p> <p>そのようなことが起こった場合には、本委員会へ報告させていただく。</p>
<p>5 工事抽出案件について (1) 神奈川少年更生支援センター（仮称）新営（電気設備）第1期工事 再度公告時には、総合評価落札方式を取りやめたということであるが、入札参加者の準備等で変わるところはあるのか。</p>	<p>本件は、1回目の入札が建築工事の不落に伴って中止となったものであるが、再度公告に当たり、必要な入札手続期間を確保するため、総合評価落札方式を外した。これにより、入札参加者は企業の技術力や配置予定技術者の評価に係る資料のほか、技術提案書等の作成が不要となった。</p>

一度中止した案件を再度公告する場合の予定価格の取扱いは決まっているのか。

発注者の都合で一度中止し再度公告した案件の予定価格の金額が高くなった場合、時間の経過により工事費が上昇してしまったことが監査の視点で問題とされないか。そうならないよう、適正な事務の執行を行うことが重要である。

(2) 神奈川少年更生支援センター（仮称）新営（建築）第1期工事

予定価格と開差があっても不落随契には移行するのか。

結果的には、2回の入札を経て不落随契に移行し、複数回による見積り合わせによって100パーセントで落札しているが、競争入札になっていないと言われぬか。

本件を問題視している訳ではないが、前出4の指名停止の案件において、入札参加者が事前調整したことによるものがあつた。それをされると、不調・不落が続いた後に予定価格が上昇するのを待って落札するという危険

予定価格の積算時に参考とした見積書にも有効期限があり、また、積算時に使用した単価も定期的に見直しているため、当初の入札手続時の予定価格をそのまま使用するのではなく、再度公告の入札の時点において適正な予定価格を使用するようにしている。

再度公告を行うことになった理由は発注者の都合ではあるものの、本件は建築工事の不落に伴って中止したものである。一般的に工事工程上、建築工事が契約に至らない状況において、電気設備工事や機械設備工事だけが先に進むということはあり得ないため、入札手続を一旦中止せざるを得ない事情は監査の視点でも理解されるものと認識している。

発注者の不手際によって入札が先延ばしにならないよう、再度公告はもちろんのこと、1回目の公告においても適正に事務を行うよう、十分気をつけたい。

当然、予定価格との開きは伝えないが、応札者には手続を続けるか否かを確認する。

入札参加者を募るため、様々な広報努力を行ったが、やむなく一者による応札となった。外形的にも競争が行われていることが明確になるよう、引き続き入札参加者を増やす努力をしたい。

本件と同時期に実施していた神奈川県内の他の入札手続においても、参加表明が芳しくなかったことから、地域性の問題という可能性もある。御指摘のような危険性がある状況において、発注者に残された最後の選択肢としては、事業を先

<p>性があるということが心配される。</p>	<p>送りするか、取りやめるということになる。</p>
<p>6 業務抽出案件について</p> <p>(1) 大阪医療刑務所設計その2業務（第7回変更）</p> <p>契約期間の途中で法令が変わるなど変更契約を行う場合には様々な理由があると思うが、なるべく変更契約がないように進めてもらいたい。例えば、当初契約時に未定の部分がある場合や変更契約が想定されている場合には、どのように入札参加者に伝えているのか。</p> <p>本体業務に対する追加業務の比率がかなり高くなった案件が過去にもあったが、その場合、本体業務の契約内容の適正性が問われかねないので、注意してもらいたい。</p>	<p>申請手続に必要な手数料の金額が決まっていないために、金額未定のまま入札手続を進め、金額が確定した後に変更契約を行うことはあるが、そのような場合は、入札時には申請手数料の金額は別途としつつ、申請手続自体は本業務に含むものとしている。</p> <p>引き続き、変更契約を減らすよう努めたい。</p>
<p>7 その他</p> <p>予算決算及び会計令の改正に伴い、審議すべき対象案件の基準額を見直すとのことだが、どのくらいの増減が見込まれるのか。</p>	<p>今回の工事案件でみると、全体で106件あるが、基準額を見直すと十数件の減となる。必ず同程度の減少となるとは言えないが、対象案件の多少の減が見込まれる。</p>